

関西電力株式会社美浜発電所

原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2303304 号
令和 5 年 3 月 3 0 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2022年12月23日付け関原発第557号をもって、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 実用炉規則の改正に伴う変更

平成25年12月6日に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）が改正され、第77条（発電用原子炉施設の定期的な評価）が削除されたことから、本規定第1編第11条（原子炉施設の定期的な評価）を削除するとともに、以下第1編の関連する条文の変更を行う。

- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第6条（原子力発電安全委員会）
- ・第131条（所員への保安教育）
- ・第133条（記録）

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）について、本規定に定めるQMSが、申請者から2020年4月1日付け関原発第10号をもって届出のあった、美浜発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書（1号炉、2号炉及び3号炉）に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

発電用原子炉施設の定期的な評価については、現行の実用炉規則から削除されているが、経過措置により、原子炉等規制法第４３条の３の２９第３項の規定による届出をするまでの間、なおその効果を有するとされている。

規制庁は、本申請において、実用炉規則の改正に伴い、第１編第１１条の原子炉施設の定期的な評価について、適正に削除されていることを確認した。

また、本申請の附則において、発電用原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、原子炉等規制法第４３条の３の２９第３項に規定された発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の届出がなされるまでの間、従前の例によるとしていることを確認した。

本削除に関連する他の条文の変更については、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用炉規則第92条第1項各号を表している。

(1) 第2号（品質マネジメントシステム）

第2号について、審査基準は、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること等を要求している。

規制庁は、QMSの2次文書である安全管理通達の関連条項から、原子炉施設の定期的な評価に係る記載を削除していること、その他のQMSに係る記載

内容に変更がないことを確認したことから、第2号に関する審査基準を満足していると判断した。

(2) 第7号（保安教育）

第7号について、審査基準は、具体的な保安教育の内容について明確に定められていること等を要求している。

規制庁は、本申請において、保安教育の内容等から原子炉施設の定期的な評価に係る記載が削除されていること、その他の保安教育に係る記載内容に変更がないことを確認したことから、第7号に関する審査基準を満足していると判断した。

(3) 第8号ホ（発電用原子炉施設の運転の安全審査）

第8号ホについて、審査基準は、発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていることを要求している。

規制庁は、本申請において、原子力発電安全委員会の審議事項から、原子炉施設の定期的な評価の結果に係る事項が削除されていること、その他の発電用原子炉施設の運転の安全審査に係る記載内容に変更がないことを確認したことから、第8号ホに関する審査基準を満足していると判断した。

(4) 第17号（記録及び報告）

第17号について、審査基準は、発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること等を要求している。

規制庁は、本申請において、実用炉規則第67条に基づく記録から、発電用原子炉施設の定期的な評価に係る記録が削除されていること、その他の記録及び報告に係る記載内容に変更がないことを確認したことから、第17号に関する審査基準を満足していると判断した。

以上から、規制庁は、本申請について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないと判断した。